

様式第1号（第3条関係）

令和7年11月27日

舞鶴市長様 舞鶴市消防長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる  
森本 隆、古田徹

電話番号 090-8657-9128

### 行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和7年夏頃、舞鶴市消防本部所属の職員による同僚職員からの金銭窃取行為があったとの情報が当方に寄せられており、これに関連して舞鶴市または消防本部において、内部調査・事情聴取・事実確認・懲戒等の検討が行われた可能性があるため、以下の文書について行政文書の存否を確認したく請求する。  1. 当該窃盗事案に関する通報、申告または報告に関する文書 2. 消防本部内で行われた事実確認、事情聴取、内部調査等に関する文書（報告書、メモ、録取書など） 3. 関係職員の処分または退職に関する検討・協議・決定文書（退職届、処分案、決裁文書、内部メモ等） 4. 本件に関して警察への通報を検討または判断した記録（協議メモ、報告書、会議録など）
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無） <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	消防職員が職場内で窃盗行為を行ったという疑惑があるにもかかわらず、それが警察に通報されず、懲戒処分も公表されず、自己都合退職で処理されたとの情報がある。これが事実であれば、舞鶴市の公務員倫理、服務規律、そして市民に対する説明責任が重大に問われる。また、消防という市民の生命財産を守る組織においてこのような行為が隠蔽されていた場合、組織の信頼性に深刻な影響を及ぼす。仮にそのような事実が存在しない場合であっても、その確認を市民が得ること自体に極めて高い公益性がある。

※ 受付年月日	年      月      日
※ 担当部課等	部      課 電話番号      (内線      )
※ 備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。